令和5年4月1日から上下水道使用料金を改定します

町広報紙令和4年10月号で、令和5年4月1日から上下水道使用料金の改定を予定していることをお知らせしていますが、令和4年12月開催の第4回町議会定例会において料金改定に関する条例の改正案が議決されました。改定料金は下に記載の上下水道使用料金改定表のとおり、適用となります。

上下水道事業(施設維持管理)は、利用者の皆様の使用料金により支えられています。皆様にはご負担をおかけしますがご理解とご協力をお願いいたします。

上下水道使用料金改定表(令和5年4月1日から)

1. 水道使用料金

1. 水足及川村並						
豆 八	ш 🗸 пп	基本水量	基本料金(円)		超過料金(円/㎡)	
区分	用途別		旧料金	改定料金	旧料金	改定料金
	家 庭 用	(変更) 7 ㎡まで	1, 731	(据置) 1,731	257	(据置) 257
	営 業 用	15 m³まで	4,041	4, 240	257	269
	団 体 用	12 m³まで	3, 230	3, 390	257	269
専用	学 校 用	60 m³まで	16, 157	16, 960	257	269
一 寸	福祉施設用	500 ㎡まで	43, 718	45, 900	257	269
	浴場用	300 m³まで	27, 687	29, 070	257	269
	酪農施設用	15 m³まで	4,041	4, 240	129	135
	臨時用			_	802	842

2. 下水道及び農業集落排水施設使用料金

	=: 十六年人の後未未行けれた民民が打量							
\ <u>\</u>	分	用途別	# + 4 =	基本料金(円)		超過料金(円/㎡)		
区			万门	基本水量	旧料金	改定料金	旧料金	改定料金
	用	家 庭	用	(変更) 7 m³まで	1, 294	(据置) 1,294	193	(据置) 193
		営業	用	15 m³まで	3, 038	3, 180	193	202
		団体	用	12 m³まで	2, 416	2, 530	193	202
専		学 校	用	60 m³まで	12, 115	12, 720	193	202
		福祉施設	別	500 ㎡まで	32, 778	34, 410	193	202
		浴場	用	300 ㎡まで	20, 757	21, 790	193	202
		臨時	用	_	_	_	598	627

[※]家庭用の基本水量は8㎡から7㎡とし、料金単価は据え置きとなります。

☆令和5年4月以降の上下水道使用料金の計算方法について

≪家庭用≫

【例:使用水量 10 ㎡の場合】

◎4月検針分は3月の使用水量で算定するので、改定前の基本水量8㎡、超過水量2㎡で算定されます。

水道基本料金	水道超過料金@257円	下水道基本料金	下水道超過料金@193円	合計
1,731 円	514 円	1,294円	386 円	3,925 円

◎5月検針分以降は、基本水量7㎡、超過水量3㎡で算定されます。

水道基本料金	水道超過料金@257円	下水道基本料金	下水道超過料金@193円	合計
1,731円	771 円	1,294 円	579 円	4,375円

≪家庭用以外≫

4月検針分は、『4月分基本料金(改定後料金)+3月分超過料金(改定前料金)』で算定されます。 5月検針分以降は、基本料金・超過料金、ともに改定後の料金での算定となります。

【ご不明な点がありましたら、建設課上下水道グループまでお問い合わせください。電話26-9024】

[※]剣淵町簡易水道区域及び公共下水道区域、農業集落排水区域の方々が対象です。